

京都市中央卸売市場第二市場規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年4月28日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市規則第7号

京都市中央卸売市場第二市場規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場第二市場規則の一部を次のように改正する。

第6条業務課の項第5号中「営業の相続等」を「相続の認可等」に改める。

附 則

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)